

広報委員会規程

- 第1条 広報委員会は、学会ホームページ、会員に対する電子メールを用いた情報提供など、学会の広報活動に関する業務を担当する。
- 第2条 広報委員会は、委員長、副委員長および委員若干名によって構成される。
- 第3条 委員長は、幹事会で幹事より選ぶ。副委員長および委員若干名は、委員長が指名し幹事会が承認する。
- 第4条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とする。再任は妨げないが3選は禁止する。
- 第5条 委員長は必要に応じて委員会を招集できる。
- 付 則 本規程は、2007年10月13日より施行する。
制 定 2007年10月13日
- 一部改正 2011年10月8日（広報委員会から事務局にニューズレターの編集・発行を移管）